

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

12問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる用語の定義のうち、電波法(第2条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、500万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

[2] 次に掲げるもののうち、固定局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。電波法(第14条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人の氏名又は名称及び住所 2 無線局の目的 3 通信の相手方及び通信事項 4 空中線の型式及び構成

[3] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法(第29条)及び無線設備規則(第24条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と A の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条(副次的に発する電波等の限度)第2項から第22項までの規定に定めるものについては、その定めによるものとする。

- | A | B |
|----------|---------|
| 1 利得及び能率 | 4 ナノワット |
| 2 利得及び能率 | 4 ミリワット |
| 3 電氣的常数 | 4 ナノワット |
| 4 電氣的常数 | 4 ミリワット |

[4] 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義について述べたものである。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の A に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、 B の場合、テレビジョン伝送の場合等 A の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

- | A | B |
|------------|-----------|
| 1 0.1パーセント | 時分割多重方式 |
| 2 0.1パーセント | 周波数分割多重方式 |
| 3 0.5パーセント | 時分割多重方式 |
| 4 0.5パーセント | 周波数分割多重方式 |

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 3 E	<input type="text" value="A"/>	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
G 7 W	角度変調で位相変調	<input type="text" value="B"/>	次の型式の組合せのもの ① 無情報 ② ファクシミリ ③ 電話（音響の放送を含む。） ④ 電信 ⑤ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
F 2 D	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="C"/>

- | | | |
|---------------------|-----------------------|------------------|
| A | B | C |
| 1 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | デジタル信号である2以上のチャンネルのもの | データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 |
| 2 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | アナログ信号である2以上のチャンネルのもの | ファクシミリ |
| 3 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | デジタル信号である2以上のチャンネルのもの | ファクシミリ |
| 4 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | アナログ信号である2以上のチャンネルのもの | データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 |

[6] 次に掲げる無線設備の操作のうち、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作はどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線航行局のレーダーの技術操作
- 2 海岸局の空中線電力100ワットの無線電話の技術操作
- 3 テレビジョン放送局の空中線電力500ワットの無線設備の技術操作
- 4 固定局の空中線電力10ワットの多重無線設備で400MHz帯の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状又は登録状に であること。
- (2) 通信を行うため であること。
- ② に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | | | |
|---------------|----------|----------|
| A | B | C |
| 1 記載されたものの範囲内 | 必要最小のもの | ①の(1)の規定 |
| 2 記載されたものの範囲内 | 十分なもの | ①の(2)の規定 |
| 3 記載されたもの | 必要最小のもの | ①の(2)の規定 |
| 4 記載されたもの | 十分なもの | ①の(1)の規定 |

[8] 一般通信方法における無線通信の原則について、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報終了後一括して訂正しなければならない。

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に A させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに B しなければならない。

- | A | B |
|------------------|---------|
| 1 職員を派遣して無線設備を検査 | その旨を通知 |
| 2 職員を派遣して無線設備を検査 | ①の停止を解除 |
| 3 電波を試験的に発射 | その旨を通知 |
| 4 電波を試験的に発射 | ①の停止を解除 |

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、若しくは電波法第27条の18（登録）第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

- | A | B | C |
|-------|--------|-----------|
| 1 1箇月 | 無線局の運用 | 電波の型式、周波数 |
| 2 1箇月 | 電波の発射 | 周波数 |
| 3 3箇月 | 無線局の運用 | 周波数 |
| 4 3箇月 | 電波の発射 | 電波の型式、周波数 |

[11] 次の記述のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに該当しないものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 4 戸籍法による届出義務者から無線従事者が失そうの宣告を受けた旨の届出があつたとき。

[12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 4 その免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。